

いじめ・不登校防止対策計画

1 はじめに

本校では、「健やかな心身を持ち、自ら学び、たくましく生きる子どもの育成」を教育目標に掲げており、その具現化のためには、「温かみのある学校づくり」が基盤にあるととらえている。そのような学校の具現化のために、いじめや不登校の問題は、どの児童にも起こり得るという認識に立ち、学校を挙げたきめ細やかな対応により、早期発見・早期対応が何より重要であると考えている。

2 本校における取り組み

(1) 指導体制の確立

いじめや不登校問題への適切な対応を行えるよう、学校全体で児童の生活実態の把握に努めるとともに、教職員の共通理解のもとに指導を行う。そのために、関係づくり部会や養護教諭を中心に情報交換の場を設けたり、事例研究を行ったりする。(指導体制の基本的組織については、「教育相談」の項目を参照)

(2) 心の居場所となる学級づくり

児童それぞれが役割を持ち、認められる存在感を感じることでできる温かみのある「心の居場所」となるような学級づくりをめざす。

(3) 基礎学力の定着

時として、学業不振等による欲求不満のはけ口として、いじめが起こる場合がある。そこで、授業づくり部会と相談しながら個に応じた分かりやすい指導を工夫し、基礎学力の定着や「共に学ぶ」姿勢育成を図っていく。

(4) 道徳や特別活動の積極的推進

思いやりや人権尊重等に直接かかわる内容に関する指導の充実を図る。そして、集団の一員としての自覚や、お互いに協力して目標を成し遂げていくことのすばらしさを体得させるために、6色縦割り活動やペア学年での活動の推進、なかよし集会の開催を行う。

(5) 連携の重視

家庭や地域社会からの情報が寄せられるよう、学校通信や人権標語づくり等を通じて一人ひとりを大切にする本校の取り組みを発信していく。そして、地域ぐるみで児童を見守る風土を形成していく。

また、いじめや不登校問題に関して、児童だけでなく保護者の相談にも対応できるようスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、三豊市少年育成センターとの連携を密にしている。

(6) いじめが発生した場合

いじめが発生した場合、以下の点を重視した対応を行う。

- ① 事実関係の把握と校長・教頭・生徒指導主任・養護教諭への連絡
- ② 加害者への指導
- ③ 被害者への援助指導
- ④ 周囲の児童への指導
- ⑤ 家庭・地域社会への働きかけ